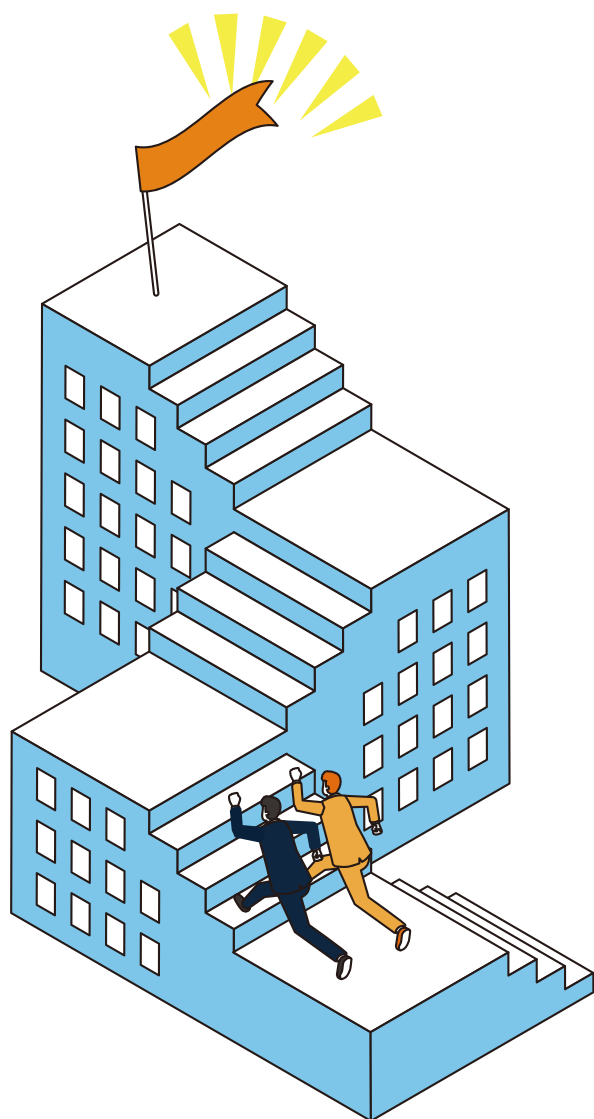




事業の強みを活かして 成長するための 「資金調達」 がしたい！

そんな成長意欲の高い会社経営者の方へ

資金調達のあたらしい選択肢

2026年5月25日
スタート

〔企業価値担保権〕

✓ 不動産担保や経営者保証等に過度に
依存しない、事業の将来性に着目
した融資を後押しする制度です

✓ 金融機関による
タイムリーな経営支援の
促進が期待されます

スタートアップ・事業承継・事業再生など
成長を目指す局面でご検討ください

※ 企業価値担保権を設定できるのは株式会社・持分会社です（個人事業主や会社以外の法人は設定できません）。



想定される主な活用例



有形資産を有しない業種、
スタートアップ企業

ノウハウ等の強みを含む将来・定性情報
(事業計画等)が重要な評価対象に

事業拡大・再生のために
リスクをとろうとする企業

将来性を評価し、企業価値担保権に基づき
融資をした金融機関（以下「金融機関」）が、
融資後も成長を支援



事業承継を考えている企業

事業承継後の将来性の評価に基づき
資金を調達し、経営者保証も負担減

M&A、
プロジェクトファイナンス

類似した性質の全資産担保に比べ、
設定手続きが簡便・安価に

よくあるご質問

Q 企業価値担保権は、
借り手にどのようなメリットが
あるのでしょうか？

A 借り手が、総財産（将来性を含めた事業全体）
を担保とすることで、金融機関との事業の
将来性に基づく資金調達の相談が円滑にな
り、資金調達後も、業況を理解する金融機
関から経営支援を受けやすくなります。

Q お取引先等からは
どのような見方を
されるのでしょうか？

A 金融機関に事業の将来性を評価・期待され
ており、資金・経営支援を受けやすい緊密
な関係にある等、前向きな見方がされるも
のと考えております。

※企業価値担保権は商業登記簿に登録されます。

Q 借り手の手間は
増えるのでしょうか？

A 金融機関による伴走支援を充実させるため、
事業計画等の資料提出などの機会は増える
と想定されますが、従来と比べ、複数の金
融機関と折衝していた事務負担は軽減され
る可能性等もあります。

また、融資審査において前提とされた事業
の将来性が変化し得るため、「通常の事業活
動の範囲」を超える行為（重要財産の処分等）
を行おうとする場合、金融機関との事前の
コミュニケーション・同意が必要となりま
すが、これは事業理解を促す機会にもなる
と考えられます。

これらの点を考慮して総合的にご判断くだ
さい。

Q 担保価値（企業価値）の
範囲内で融資を受けられる
ということですか？

A 融資可否・融資額は、事業の将来性（事業
計画等）を踏まえ、その実現に必要な資金
額の評価等に基づいて判断されます。企業
価値は、融資時に算定されない場合も多く
想定されるなど、融資額に直結するものでは
ありません。

詳細はこちらからもご覧いただけます



金融庁ウェブページ
「企業価値担保権
(旧：事業成長担保権)について」
[https://www.fsa.go.jp/policy/
kigyokachi-tanpo/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html)

